

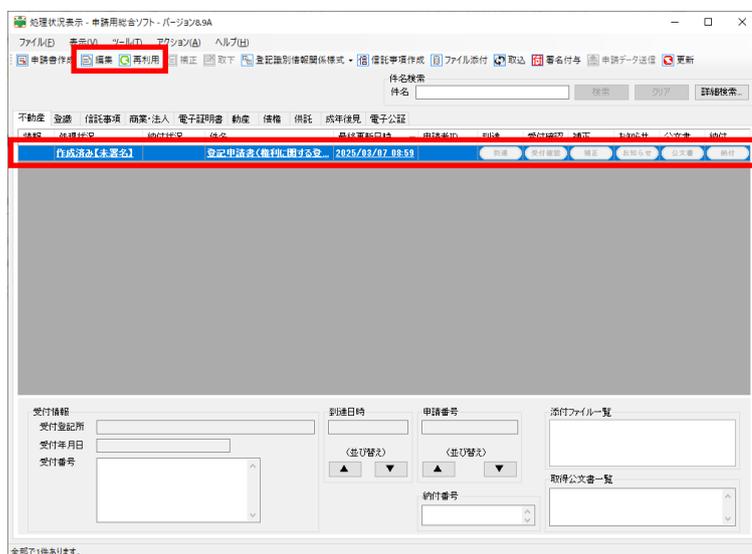
様式の最新化について

旧様式で申請書様式を準備していた場合には、申請用総合ソフトのバージョンアップ後に、以下の手順で「編集」又は「再利用」を行うことで、新様式に変換することができます。

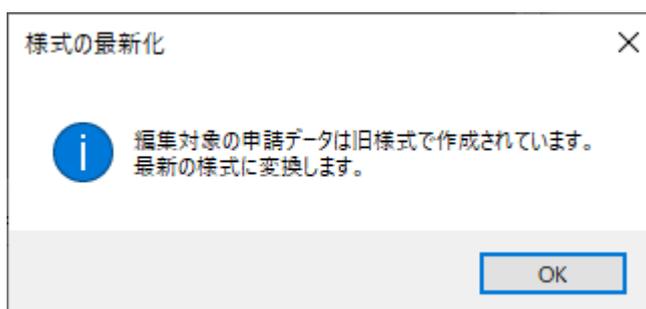
- (1) 「処理状況表示」画面を表示します。

旧様式で準備していた申請書を選択し、「編集」又は「再利用」をクリックします。

※ 「編集」は、選択した申請書に上書き保存されます。「再利用」は選択した申請書とは別に、新たに申請書が作成されます。



- (2) 「様式の最新化」画面が表示されるので、「OK」ボタンをクリックして最新バージョンの申請書の様式に変換します。



- (3) 「申請書作成・編集」画面が表示されますので、必要に応じて内容を変更し、「完了」をクリックします。



(4) 対象となる様式は、以下のとおりです。

[不動産登記手続]

- ・ 登記申請書（権利に関する登記）
- ・ QRコード（二次元バーコード）付き書面申請書（権利に関する登記）
- ・ オンライン申出書（相続人申出書）
- ・ オンライン申出書（相続人申出書（変更・更正））
- ・ 登記識別情報通知・未失効照会

[商業登記手続]

- ・ 登記申請書（会社用）：株式会社，特例有限会社，合名会社，合資会社，合同会社，外国会社
- ・ 登記申請書（会社用）：株式会社の発起設立（取締役会設置，現物出資なし）
- ・ 登記申請書（会社用）：株式会社の発起設立（取締役会非設置，現物出資なし）
- ・ 登記申請書（会社用）：合同会社の設立（代表社員が法人でない場合，現物出資なし）
- ・ 登記申請書（会社用）：合同会社の設立（代表社員が法人の場合，現物出資なし）
- ・ 登記申請書（会社用）：株式会社の発起設立（取締役会設置）（定款認証同時申請用）
- ・ 登記申請書（会社用）：株式会社の発起設立（取締役会非設置）（定款認証同時申請用）
- ・ 登記申請書（会社用）：株式会社，特例有限会社，合名会社，合資会社，合同会社，外国会社（電子証明書発行同時申請用）
- ・ 登記申請書（会社用）：株式会社の発起設立（取締役会設置，現物出資なし）（電子証明書発行同時申請用）
- ・ 登記申請書（会社用）：株式会社の発起設立（取締役会非設置，現物出資なし）（電子証明書発行同時申請用）
- ・ 登記申請書（会社用）：合同会社の設立（代表社員が法人でない場合，現物出資なし）（電子証明書発行同時申請用）
- ・ 登記申請書（会社用）：合同会社の設立（代表社員が法人の場合，現物出資なし）（電子証明書発行同時申請用）
- ・ 登記申請書（会社用）：株式会社の発起設立（取締役会設置）（定款認証・電子証明書発行同時申請用）
- ・ 登記申請書（会社用）：株式会社の発起設立（取締役会非設置）（定款認証・電子証明書発行同時申請用）
- ・ 登記嘱託書（会社用）：株式会社，特例有限会社，合名会社，合資会社，合同会社，外国会社